

第1回東京圏国家戦略特別区域会議 東京都提出資料

～「東京発グローバル・イノベーション特区」
の実現に向けて～

東京都における国家戦略特区活用の考え方

東京は、日本経済の機関車の役割を担う立場として
激化する海外との都市間競争に打ち勝つ必要性

国家戦略特区の有効活用による
「国際的ビジネス環境の整備」、
「医療・創薬イノベーション拠点形成」

東京を世界に開かれたグローバルビジネス都市へと大改造

I 国際的ビジネス環境の整備

(1) 都市再生・まちづくり分野 ①都市計画法等の特例について

- 大胆な容積率設定等を盛り込んだ10地区の国際的ビジネス拠点プロジェクトを選定、意欲的な都市計画等の目標年次の設定
- 今後、関係者が一堂に会する分科会等において、2020年東京オリンピック・パラリンピックも視野に、目標達成に向け、スピーディーに対応

交通結節機能強化とあわせた国際的ビジネス拠点の整備

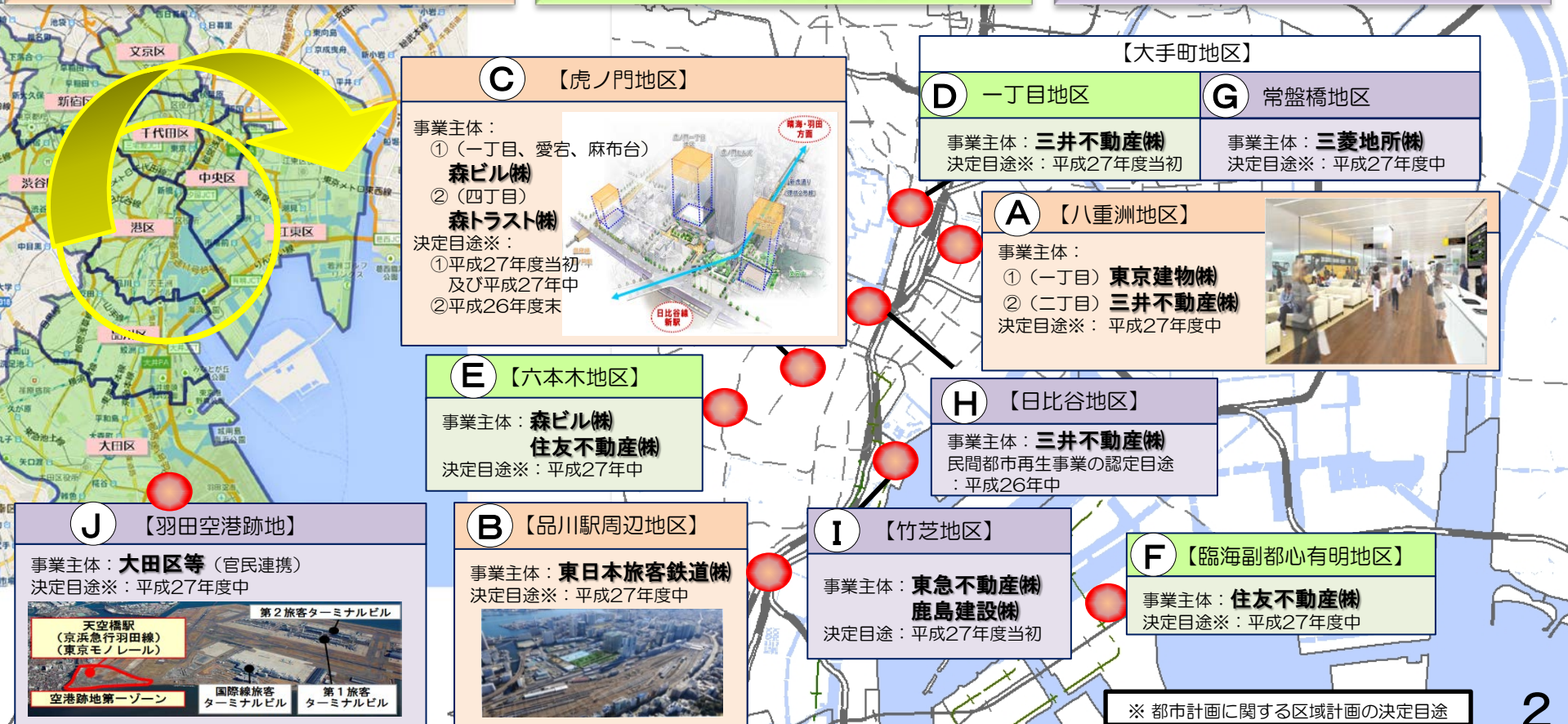
- Ⓐ 東京駅前の大規模地下バスターミナル
- Ⓑ 品川駅周辺の新駅整備
- Ⓒ 虎ノ門地区の地下鉄日比谷線新駅

訪日外国人の増加に対応したMICE機能強化拠点の整備

- Ⓓ 大手町一丁目
- Ⓔ 六本木地区
- Ⓕ 臨海副都心有明地区

国際金融、コンテンツ産業等多様なビジネス交流拠点の整備

- Ⓖ 大手町（常盤橋）地区
- Ⓗ 日比谷地区
- Ⓘ 竹芝地区
- ⓵ 羽田空港跡地



I 国際的ビジネス環境の整備

(1) 都市再生・まちづくり分野 ② エリアマネジメントに係る道路法の特例

○ 丸の内仲通り、行幸通り等において、大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会等が、道路法の特例を活用し、イベントの開催時におけるカフェ・ベンチ等の設置等により、都心型MICE及び都市観光の推進を図る。



○ その他6地区(日本橋仲通り・新虎通り・新宿副都心街路・大崎駅周辺街路・蒲田駅周辺街路・渋谷駅周辺街路) においても検討。

I 国際的ビジネス環境の整備

(1) 都市再生・まちづくり分野 ③ 旅館業法の特例

○ 外国人滞在施設経営事業を実施する者が、海外からの観光客やMICEへのビジネス客等の滞在ニーズのある区域を中心として、外国人滞在施設を経営する。

目的

雇用条件の明確化等を通じ、ベンチャー企業やグローバル企業の設立等を支援

センターの概要

【事業実施者】

ベンチャー企業やグローバル企業の抱える課題を熟知する者から早期に選定

【設置場所】

都心3区内

【事業内容】

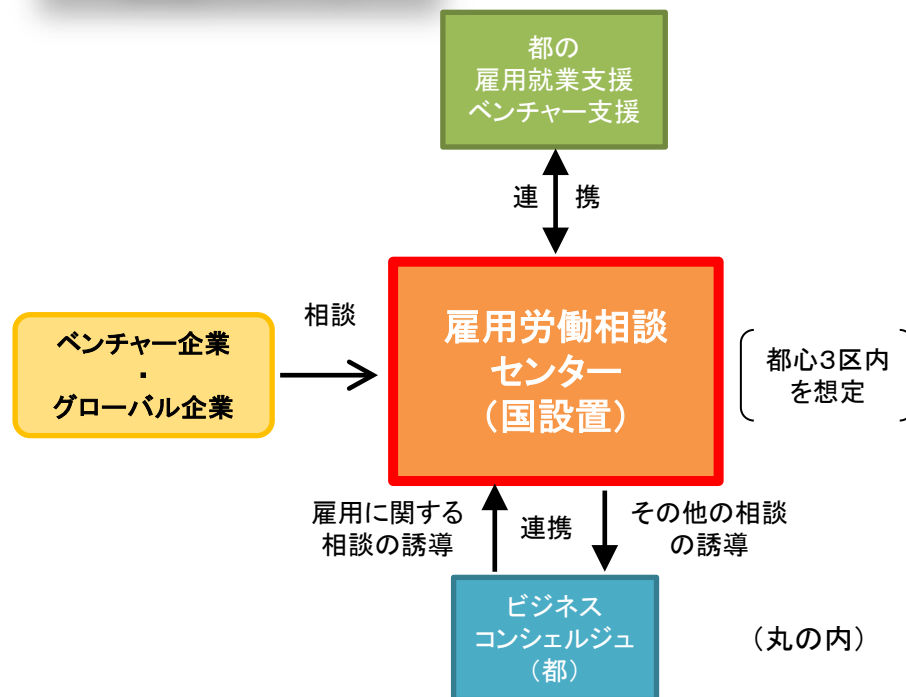
- ・「雇用指針」の説明
- ・高度な個別相談対応
(通訳による多言語対応も実施)
- ・出張相談 等

- ▶ 相談対応者
社会保険労務士・弁護士等

【設置時期】

平成26年度中に国が設置

実施イメージ



都が運営する「ビジネスコンシェルジュ」をはじめ都の雇用就業施策やベンチャー支援策と連携を図り、企業を幅広くサポート

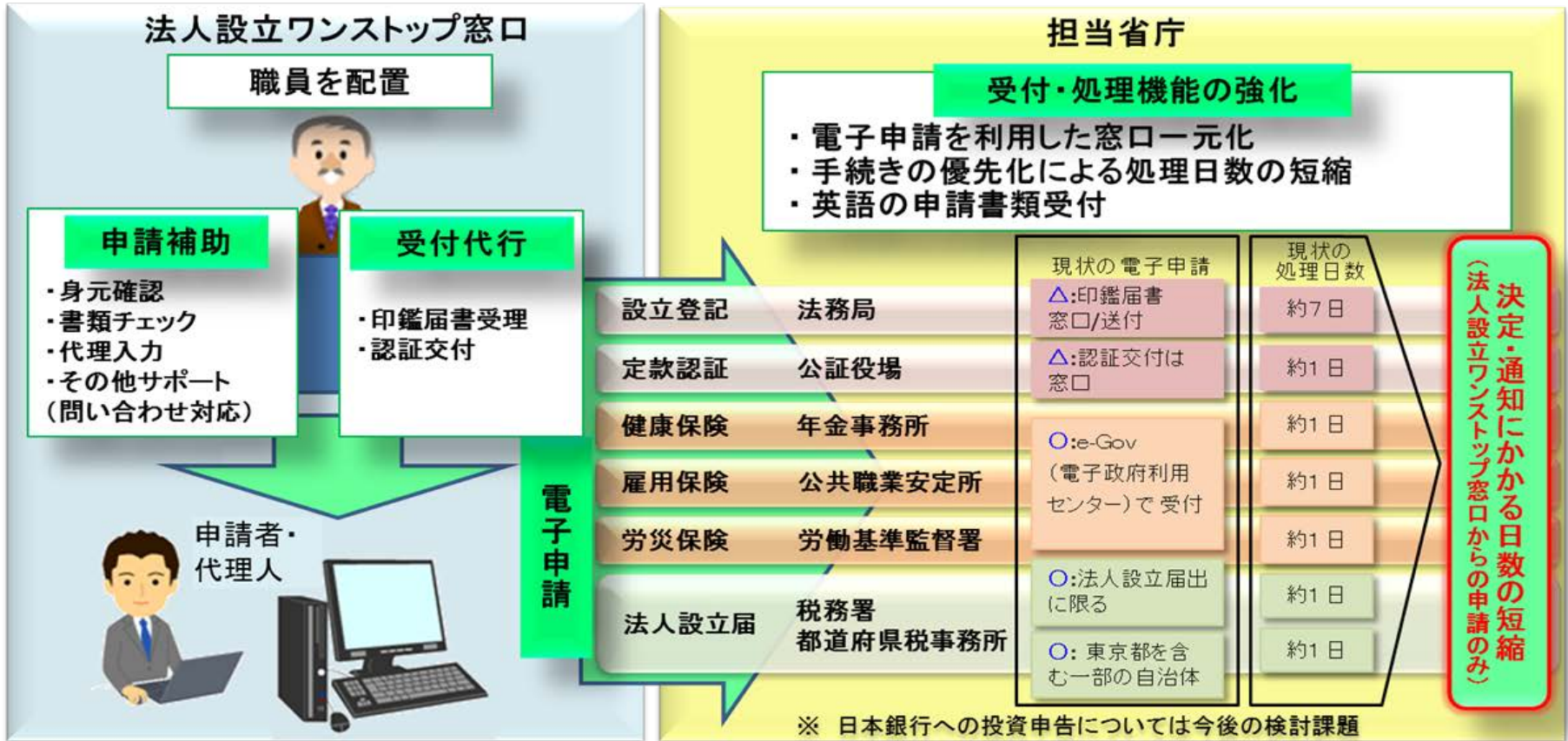
I 国際的ビジネス環境の整備

東京国際金融センター構想実現にも貢献

(3) 今後、追加に向け検討すべき規制改革事項等

- ① 東京都心部における法人設立ワンストップ窓口の設置
- ② 高度外国人材受入促進
- ③ 税制(法人課税等)

- 法人設置に係る諸手続の申請窓口を東京都心部に一元化
- 行政官公署の電子申請化、手続短縮化、書類の英語対応による期間の短縮
- 金融庁が検討しているワンストップ施策との連携



○ 創業人材、クールジャパン等に関わる高度外国人材の受入促進について検討

○ 法人課税について、グローバル企業の受入促進の観点から、今後調整

II 医療・創薬イノベーション拠点の形成

(1) 医療分野の特定事業
(保険外併用療養特例、病床規制特例、外国医師の特例)

- 東京が誇る創薬、がん医療分野の世界最高水準の技術について、保険外併用療養特例、病床特例による実用化の促進
- 国際的ビジネス拠点プロジェクト整備による訪日外国人増加と併せた外国人医師特例による外国人生活環境の充実

① 保険外併用療養に関する特例

○ 欧米で承認されている医薬品等で国内未承認に係る保険外併用審査のスピードアップ



○ 実施病院：慶應義塾大学病院（新宿区）
○ 事業内容：革新的な医薬品（クローン病や膠原病等の治験）について、特例活用によりスピーディーに先進医療を提供（本年中実施）

② 病床規制に係る医療法の特例

○ 世界最高水準の高度の医療であって、国内において、その普及が十分でないものを提供



○ 実施病院：がん研有明病院（江東区）
○ 事業内容：世界最先端のがん医療技術であるダヴィンチ手術について、前立線がんに加え、多様な臓器がん（大腸、食道がん等）へと応用（病床10床を整備）

③ 外国医師の特例

○ 外国医師による全ての外国人に対する診療特例
(特区外では、米国医師は米国人患者のみ)



○ 実施病院：聖路加国際病院（中央区）及び聖路加メディロカ（千代田区）
○ 事業内容：米国・英国医師等を新たに受け入れ、全ての外国人患者に対する診療を実施



○ 実施病院：がん研有明病院（江東区）
○ 事業内容：米国・シンガポール医師等を新たに受け入れ、全ての外国人患者に対する診療を実施



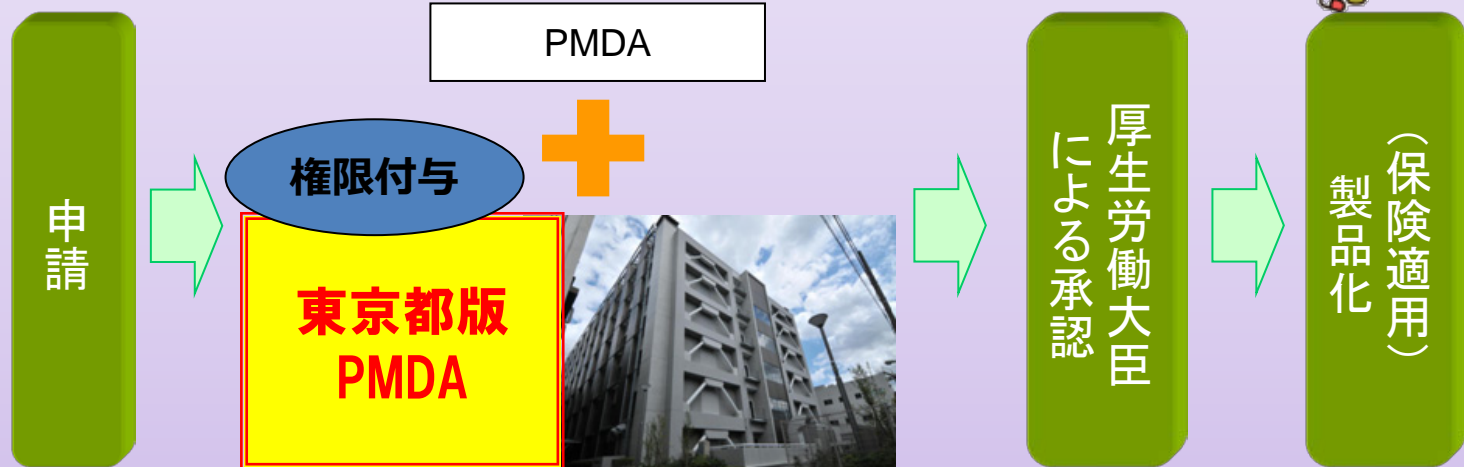
○ 実施病院：国際医療福祉大学三田病院（港区）、順和会山王病院（港区）、順和会山王メディカルセンター（港区）
○ 事業内容：米国・英国・フランス医師等を新たに受け入れ、全ての外国人患者に対する診療を実施

※ 今後の要検討事項

東京医科歯科大学附属病院等国立大学病院における病床新設・増設に関する厚生労働省大臣協議について、今後区域会議を活用した新たな仕組みを検討。（例：自己滑膜幹細胞移植による低侵襲な軟骨再生医療等の提供）

- 創薬ビジネスプラットフォームの形成に資する特許法上の規制緩和
(グレースピリオド期間(発表から出願までの期間)・・・6か月⇒12か月)
- 医療用後発医薬品(ジェネリック医薬品)について、東京都への審査権限付与による審査期間の短縮

東京都版PMDA創設



審査・承認 最短6か月に短縮

国家戦略特区の指定区域の拡大について

- 既に特区に指定されている9区に加え、今回、以下の9区(台東、墨田、目黒、中野、豊島、北、荒川、板橋、練馬)の早期の追加指定を都として提案
- 引き続き、多摩地域を含め、更なる指定区域の拡大を目指す

